

弊社の教育訓練給付金制度対象講座

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ◆1級土木施工管理技士実地DVD 実践講座 | ◆1級電気工事施工管理技士受験対策講座 |
| ◆1・2級造園施工管理技士DVD 通信講座 | ◆2級電気工事施工管理技士受験対策講座 |
| ◆1・2級電気工事施工管理技士DVD 通信講座 | ◆1級建設機械施工技士受験対策講座 |
| ◆2級土木施工管理技士受験対策講座 | ◆土木施工管理技士(学科・実地)総合講座 |
| ◆2級管工事施工管理技士受験対策講座 | ◆建築施工管理技士(学科・実地)総合講座 |
| ◆2級建築施工管理技士受験対策講座 | ◆造園施工管理技士受験対策講座 |
| ◆1級土木施工管理技士受験対策講座 | ◆土木1・2級同時取得コース (申請中) |
| ◆1級管工事施工管理技士受験対策講座 | ◆建築1・2級同時取得コース (申請中) |
| ◆1級建築施工管理技士受験対策講座 | ◆管工事1・2級同時取得コース (申請中) |

(2017 / 12 / 27現在)

制度についての詳細はこちらをご覧ください。

[「教育訓練給付の支給申請手続について」リーフレット\(PDF\)](#)

教育訓練給付について

■教育訓練給付制度とは、働く方の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

■受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上あること等と、一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。

支給申請手続き

■支給申請手続きは、教育訓練を受講した本人が、受講修了後、原則として本人の住所を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。

■申請書の提出は、疾病又は負傷、1 か月を超える長期の海外出張等その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。

申請に必要なもの

- 1 教育訓練給付金支給申請書（[書式PDF](#)）
（教育訓練の受講修了後、弊社が用紙を配布します。）
2. 教育訓練修了証明書（[書式PDF](#)）
（教育訓練の受講修了後、課題提出等が認定基準に達した場合、弊社が発行します。）
3. 領収書
4. 本人・住所確認書類
（運転免許証、住民票の写し、雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑証明書のいずれかです（コピー不可）。郵送申請の場合は、事故防止のため住民票の写し、印鑑証明書のいずれか（コピー不可）に限ります。）
5. 雇用保険被保険者証（[保険証見本\(PDF\)](#)）
（雇用保険受給資格者証・コピー可能。）
6. 教育訓練給付適用対象期間延長通知書

(適用対象期間の延長をしていた場合に必要)

7. 返還金明細書

(「領収書」、「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して、還付された(される)場合に必要)

8. 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

(「払渡希望金融機関指定届(教育訓練給付金支給申請書に記載欄があります。)」に払渡希望金融機関の確認印を受けていただく必要がありますが、金融機関の確認を受けずに、支給申請書と同時に申請者本人の名義の通帳またはキャッシュカードを提示していただいても差し支えありません。なお、雇用保険の基本手当受給者等であって既に「払渡希望金融機関指定届」を届けている方は、届の必要はありません。)

支給申請の時期については、**教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1か月以内に支給申請手続き**を行ってください。これを過ぎると申請が受け付けられません。

支援要件照会について

■受講開始(予定)日において、一般被保険者資格の喪失日から1年以内かどうか、支給要件期間が3年(初回の方は1年)であるか不明な方は、支援要件照会により、事前確認することをお勧めします。希望者のみで照会を行わなくても受給は可能です。

■支給要件照会の方法はハローワーク又は教育訓練施設で配付する、「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、本人来所、代理人、郵送のいずれかの方法によって、管轄するハローワークに提出して下さい。その際、本人・住所の確認できる書類(コピー可能)が必要です。代理人の場合は、委任状が必要です。電話による照会はいりません。

■支給要件照会と教育訓練給付金申請は別物です。ご注意ください。

申請に関するご質問等は、お手数ですが、最寄りのハローワークまでお願いいたします。